

保護者様

ほうこく保育園  
園長 筑波 晃英

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応について

(5月7日以降の当面の開園方針等のお知らせ)

保護者の皆様におかれましては、4月17日からの「特別保育」の実施につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言に基づく措置は、現時点では5月6日(水)までとされているところですが、5月7日(木)以降の当面の方針等について取り急ぎお知らせします。

### 記

#### 1 特別保育の実施について

緊急事態宣言が延長又は解除のいずれに決定された場合も、5月9日(土)までは特別保育を継続します。

なお、1号認定子どもについての部分休園は、市立学校・幼稚園と同様に、5月31日(日)まで継続します。

▶5月11日(月)以降の具体的な対応については、緊急事態宣言に関する国・県の方針を踏まえて別途お知らせします。

▶特別保育が終了となった場合も、感染拡大の再発リスクを極力避ける必要から、家庭での保育が可能な場合、登園自粛のご協力をお願いすることがあります。

#### 2 特別保育の利用申出について

現時点では、緊急事態宣言に関する国・県の方針が不明であることから、特別保育の利用条件に該当される場合、5月7日(木)以降の期間の利用についても、いったん申出をいただくこととします。

該当される方は5月1日(金)までに申出書のご提出をお願いします。難しい方は電話にてご連絡を下さい。

▶申出書は、特別保育に関する市のホームページからもダウンロードいただけます。

⇒ で検索

#### 3 その他

\*上記は現時点での内容です。今後、状況により変更となる可能性があります。

\*今後の園からの情報につきましては、「よい子ネット」で随時お知らせします。特に、急のご連絡については、メール配信のみとなることもありますので、ご登録がまだの方は、登録をお願いします。